

ヤマハ講師1200人補償なし

コロナ休業 制度に隙間

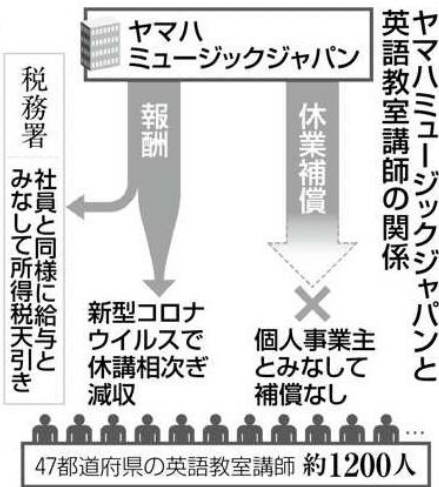
楽器大手ヤマハの子会社「ヤマハミュージックジャパン」が、四十七都道府県で展開する英語教室の講師約千二百人に対し、報酬を税法上の給与とみなして社員と同様に所得税を天引きする一方、雇用契約を結んでいない個人事業主として扱い、新型コロナウイルス感染拡大による休業補償をほとんどしていないことが分かった。

講師らは税法上は給与所得者で、個人事業主を救済する国の持統化給付金の対象からも外れていた。五月下旬の国の方針変更で今後は支給できるが、審査が厳しく大幅に遅れそうだ。制度の隙間を突くような特殊な働き方の問題点がコ

ロナ禍で浮き彫りになった。労働組合「ヤマハ英語講師ユニオン」によると、講師は会社と業務委託契約を締結。休講教室がなくても補償はなく、会社からは月額報酬の二割が「お見舞金」名目で一度支払われただけ

だった。雇用契約がないため社会保険に未加入で、会社は休業補償の原資にできる雇用調整助成金を使わず、公的支援策の活用を呼び掛けている。

コロナ禍で減収した個人事業主は最大百万円の持統化給付金を受け取れる見通し。



給与所得者なのに個人事業主扱い

労働問題に詳しい清水亮宏弁護士は「会社がいびつな形を放置したことで、講師が法律のはざまに置かれた。政府の支援を迅速に受けられない事態に発展しており、責任は重い」と話している。

労組の調査では、所得税天引きは一九八七年ごろ税務署の指導で導入。教材が指定されるなど、個人事業主としての裁量が限定的と判断された可能性がある。ヤマハミュージックジャパンは、こうした働き方をしている経緯について「回答を差し控える」とコメント。「新たな契約形態として雇用化の検討を開始している」としている。